

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室)	5
○農業振興地域の指定の一部改正.....	(農地調整課)	5
○農業委員会が行う交換分合計画の認可.....	(農業施設管理課)	5
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	6
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	6
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	6
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(河川課)	6
○河川区域の指定の一部改正.....	(河川課)	7
○河川予定地の指定の一部改正.....	(河川課)	7

告 示

北海道告示第883号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	08877-12	Yha! Hip & Lip 12月号	2005年12月1日発行 株式会社 ワニマガジン社
同	18385-12	マガジン・パン! 12月号	2005年12月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	07373-12	ヴァッカ! Vol. 77	2005年12月14日発行 株式会社 パウハウス
同	07653-12	月刊ビタマン 12月号	2005年12月1日発行 株式会社 竹 書 房
同	13319-12	KEITAI BANDITS 12	2005年12月1日発行 ミリオン出版株式会社
同	04167-12	ストリート・シュガー 12	2005年12月1日発行 株式会社 サ ン 出 版
同	03300-11	クリーム 11/5増刊 ムク!	2005年11月5日発行 ワイレア出版株式会社

同	02801-12	Kissui きっすい Vol. 25	2005年12月1日発行 英 知 出 版 株 式 会 社
同	17885-12	ブブカ 12月号	2005年12月1日発行 株式会社 コアマガジン
同	02591-12	カルビ POWER 12月号	2005年12月1日発行 若 生 出 版 株 式 会 社
同	16151-12	Chuッ スペシャル 12月号	2005年12月1日発行 株式会社 ワニマガジン社
同	05463-12	すっぴんえぼりゅーしょん 12月号	2005年12月1日発行 英 知 出 版 株 式 会 社
同	18136-12	人妻本当にあったHな話	2005年12月1日発行 株式会社 ぶ ん か 社
同	13991-12	COMIC バズーカ 12月号	2005年12月1日発行 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	11803-12	ウォーB組 12月号	2005年12月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	18613-12	メンズゴールド 12月号	2005年12月1日発行 株式会社 リ イ ド 社
同	20436-11/29	週刊大衆増刊 11月29日号	2005年11月29日号 株式会社 双 葉 社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第884号

昭和45年北海道告示第2678号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
北広島地域の事項中「都市計画法で定める市街化区域(平成9年北海道告示第460号により変更告示された後の市街化区域)」の次に「及び南の里特別緑地保全地区(平成17年北海道告示第749号により告示された特別緑地保全地区)」を加える。
- 昭和46年北海道告示第2814号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。
図面(第22号)の赤色で着色した部分の一部(トヨタ自動車株式会社土別試験場の土地の区域)を改める。
- 昭和47年北海道告示第3389号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。
函館地域の事項中「平成15年北海道告示第499号」を「平成17年北海道告示第833号」に改める。

北海道告示第885号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、別海町農業委員会が定めた八幡地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 登別市鉦山町7の1、8の1、8の17、8の18
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第887号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 増毛郡増毛町南永寿町2丁目726の3・978（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第888号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域							
	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
	幕別帯広芽室線	帯広市南町東1条3丁目21番1地先から		前	27.00mから	143.50m		—
	北海道帯広土木現業所	帯広市南町南7線25番83地先まで			56.01mまで			
				後	27.00mから	143.50m		—
					56.01mまで			
	愛国停車場古舞線	帯広市愛国町東3線44番2地先から		前	6.50mから	558.30m		—
	北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字古舞342番6地先まで			26.71mまで			
				後	9.30mから	558.30m		—
					33.83mまで			

北海道告示第890号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 河 川 の 名 称 | 一級河川石狩川水系ユクトラシュベツ川 |
| 2 | 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成17年12月6日 |
| 3 | 廃 川 敷 地 等 の 位 置 | 空知郡南富良野町字幾寅3451番及び同1069番1地先 |
| 4 | 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 121.79㎡ |

北海道告示第891号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川ユクトラシュベツ川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2及び第2号図」に改める。

北海道告示第892号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川ユクトラシュベツ川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2及び第2号図」に改める。

正 誤

○平成17年11月11日（第1722号）

北海道告示第839号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
18	右	33
誤	瀬棚区の区域	
正	瀬棚区及び北檜山区の区域	

